

## 市民表彰事務取扱要綱

### (総則)

第1条 市民の日常生活における尊い善行や住みよい社会を作るために尽力した大きな功績等を<sup>たた</sup>称えるための市長の表彰については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 表彰状の授与による表彰
- (2) 感謝状の授与による表彰
- (3) 賞状の授与による表彰
- (4) 賞金、賞品、記章等の授与による表彰

### (表彰の範囲)

第3条 表彰状の授与による表彰は、次に掲げるものに対し授与する。

- (1) 市の行政の進展に貢献し、その功績が顕著なもの
- (2) 市民の模範となる善行があったと認められるもの

第4条 感謝状の授与による表彰は、市として謝意を表すべきものに対し授与する。

第5条 賞状の授与による表彰は、市が主催する競技会、品評会等における成績優秀なものに対し授与する。

第6条 賞金、賞品、記章等の授与による表彰は、書面によらないで表彰することが適当と認められる場合に行なうものとする。

### (表彰の方法)

第7条 表彰状、感謝状及び賞状の授与による表彰には、記念品又は記念品料（以下「記念品等」という。）を付与することができる。

### (被表彰者)

第8条 表彰を受けることができるものは、個人又は団体とする。

### (追彰)

第9条 この要綱により表彰を受ける者が表彰前に死亡したときは、これを追彰し、表彰状、記念品等は、遺族に贈与する。

### (表彰の期日)

第10条 表彰は随時行うものとする。

### (共催等の場合の表彰)

第11条 市は、他の団体の主催する行事において特に表彰を必要とするときは、この要綱の趣旨に反しない範囲で主催団体等との協議により表彰することができる。この場合は前各条の規定を準用する。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。